

## 令和4年度 草津市立高穂中学校制服選定・製造業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、草津市立高穂中学校の生徒が令和5年4月の入学時から着用する新たな制服に関し、制服の納入業者及び基本デザインの制作等について、優先的に交渉する事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 制服選定のフロー

#### (1) プロポーザル参加業者の募集

#### (2) 制服提案資料及び制服見本の提出

①本校が新制服基本仕様を提示（別紙「新制服基本仕様書」）

②参加業者は、上記①の仕様を基本にした制服案を製作のうえ、制服提案資料とともに制服試作品を提出

#### (3) 業者選定

本校制服検討委員会において業者を決定

### 3 募集品目

制服Ⅰ型（いわゆる男子用）

制服Ⅱ型（いわゆる女子用）

※夏服は業者決定後に検討を行う

### 4 プロポーザル参加資格

(1) 学校制服の企画・製造を業としているもの

(2) 滋賀県内の学校の制服製作の実績があるもの

(3) 草津市を含む近隣市町（大津市、栗東市、守山市）に所在する制服販売業者との取引があり、又は自社の販売店を有することにより、制服の販売に支障がないもの

(4) 次のいずれにも該当しないもの。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

## 5 プロポーザル参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり書類（別紙様式1・2・3・4）を提出すること

### (1) 書類

- ・プロポーザル参加申込書（別紙様式1）
- ・会社概要（別紙様式2）
- ・県内納入実績一覧表（別紙様式3）
- ・取引のある販売業者（別紙様式4）

### (2) 提出期限

令和4年2月25日（金）午後4時30分必着

持参の場合は、午前8時30分から午後4時30分まで（土日祝日を除く）とする。

### (3) 提出先

高穂中学校 〒525-0047 滋賀県草津市追分七丁目6番1号

E-mail [info@takaho-j.sk.ed.jp](mailto:info@takaho-j.sk.ed.jp)

## 6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和4年2月18日（金）午後4時30分必着

(2) 提出方法 質問書（別紙様式6）に記入のうえ、電子メールにて送付すること。

なお、電話及び直接来校による質問には応じない。E-mail [info@takaho-j.sk.ed.jp](mailto:info@takaho-j.sk.ed.jp)

（件名には、「高穂中学校制服選定・製造業務委託プロポーザルに関する質問（事業者名）」と表記すること。）

(3) 質問に対する回答

令和4年2月22日（火）

個別回答は行わず、参加申込書（様式1）を提出した全事業者に、質問者を特定できなくしたうえで、学校ホームページにて回答する。

## 7 プロポーザルの実施

(1) 実施日時

令和4年3月25日（金）午後2時から

※各参加業者のプレゼンテーション開始時刻は、別途連絡する。

(2) 実施場所

高穂中学校会議室（2階）

(3) 持参品

① 制服試作品

プレゼンテーション時には、参加業者が用意するマネキンボディ（頭手足がないもの）に着用した状態とすること。

② 以下の内容がわかる資料（様式任意）15 部

- ・製品説明（作成コンセプト、デザイン変更点、生地・素材の機能及び特徴、縫製技術等、LGBTQ 対応）
- ・予定小売価格
- ・生産・物流体制、アフターサービス
- ・新入生の採寸、注文受付の体制
- ・制服決定後の PR 活動に係る協力体制
- ・制服の写真（正面から撮影）
- ・その他、必要な資料

(4) プレゼンテーション

参加業者 1 社につき 20 分以内でプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの後に質疑を行う。

プレゼンテーションにあたり、ノートパソコン、プロジェクター等の機材を利用する場合は、参加業者で用意すること。（※モニターは学校で用意する。）

プレゼンテーション会場への入室は、5 名以内とする。

(5) 試作品の返却

制服の試作品は、契約業者決定後に返却するので、日程調整の上、回収すること。

なお、提出資料については返却しない。

8 審査方法及び基準

(1) 審査方法

制服試作品、提出資料及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価して、制服検討委員会において契約業者を決定する。

(2) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

9 失格要件

以下の条件に該当する場合は、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

①参加資格要件を満たしていない場合

②実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等

の条件に適合しない場合

- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④プロポーザルの参加について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑤審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑥プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている場合（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている場合（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

#### 10 審査結果の通知

審査結果については、すべての参加業者に対し通知する。

#### 11 留意事項

- (1) 当該プロポーザル参加に要する一切の経費は、すべて参加業者の負担とすること。
- (2) 決定した制服に係るデザイン等の意匠権は、学校に帰属すること。
- (3) 契約業者は、合理的な理由がない限り新制服を販売する小売店を限定することとはできず、小売店からの新規参入の希望は原則として認めること。
- (4) 今回の新制服の製造に係る契約期間は5年間とし、5年後に製造メーカーの再指定等の見直しがあること。
- (5) 価格改定等がある場合は、学校、販売店と協議を行うこと。

#### 12 照会先

〒525-0047 滋賀県草津市追分七丁目6番1号  
草津市立高穂中学校（担当：生徒指導主事 増子 昭宏）  
TEL 077-565-3611 FAX 077-566-1074  
E-mail info@takaho-j.skcd.ed.jp